

平成23年度税制改正に関する提言(要約)

総論

第一 経済・財政・社会保障制度の改革

政府は、今後10年間で基礎的財政収支を黒字化する目標を「財政運営戦略」に掲げたが、そのためには抜本的な歳出・歳入の一体改革を行い、国民負担率を増やさない小さな政府を目指すべきである。

同時に、どのような社会保障制度をつくり、どこにどう投資するか等の制度設計を行い、財源としての消費税増税について国民に分かりやすく説明すべきである。

第二 行財政改革の推進

政府が直営する事業は、民間開放による効率化を検証してみる必要がある。政府の行財政改革は、民間のリストラに比べてまだ不十分であり、目に見える形での成果を期待したい。

同様に、公務員改革や国会議員の定数削減も急務である。

第三 国・地方のあり方

国民が求めているのは、国・地方の役割分担の明確化および行政効率化に伴う歳出削減等の実効ある政策である。また、広域行政による効率化の観点から、道州制について十分に議論すべきである。

第四 税制改革のあり方

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。その中小企業が、様々な環境変化の中でその存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。こうした観点から、法人税率の引き下げ（軽減税率の更なる引き下げ、恒久化を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

第五 租税教育の充実

学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者意識を定着させる必要がある。

これからの税制改正は、納める側が納得した上での推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実は重要である。

各論 基本事項

第一 法人税制について

1. 法人税の税率の引き下げ

国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げつつ、地方税を含めて、欧州・アジア主要国並みの30%以下の実効税率とするよう求める。

2. 中小企業軽減税率の引き下げ等

中小企業に適用される軽減税率は、2年間の時限措置ではなく恒久化するとともに、一層の税率引き下げが必要である。また、適用課税所得金額については、1,600万円程度へ引き上げるよう求める。

3. 交際費課税制度

定額控除限度額の更なる引き上げ、損金不算入割合の撤廃、資本金の規模による制限の弾力化等の改善を求める。

4. 役員給与

5. 同族会社の留保金課税

6. 電子申告

一層の利用促進を図るため、地方税の電子申告との一体化の検討、法人・個人に対する恒久的な税額控除制度の創設など利用促進に向けての努力が必要である。

7. その他

租税特別措置については、政策目的を果たしたものは廃止し、それを法人税率引き下げの財源とすべきである。ただし、中小企業の投資促進税制など経済活性化に寄与する措置については、本則化（恒久化を含む）あるいは新設すべきである。

第二 個人所得税制について

1. 所得税と住民税のあり方

基幹税としての所得税の機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は応益性の観点から均等割の更なる引き上げを求める。

2. 各種控除制度の整理・合理化

人的控除については、累次の改正で複雑化しているため整理・合理化し、基本的な人的控除に集約するよう努力すべきである。

3. 少子化対策

少子化対策として、児童に対する税額控除制度を導入し、子供が多くなるほど税負担が軽減される制度の創設を求める。さらには、フランスで実施されているN分N乗方式の導入も積極的に検討すべきである。

4. 金融所得一体課税

5. 納税者番号制度

制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー保護等のセキュリティ確保のための法整備等の前提条件を明確にした上で、納税者の利便性も考え、税務面のみならず社会保障分野にも活用する観点から、制度の早期導入に向けて早急かつ十分に検討すべきである。

第三 相続税制について

1. 相続税

課税ベース、税率構造の見直し等課税強化を目指す方針が示されているが、これ以上の課税強化とならないよう求める。

2. 贈与税

相続税の見直しと併せて、総合的な見地から、そのあり方を再検討するよう求める。

3. 相続時精算課税制度

第四 事業承継税制について

相続税および贈与税の納税猶予制度については、厳しい適用要件が課され、利用できるケースは限定的なものにならざるを得ず、要件の緩和と欧米並みの本格的な事業承継税制の確立を求める。このほか、親族外承継についても、税制面を含めて所要の措置を検討すべきである。

第五 消費税制について

1. 消費税率引き上げの条件

少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、税制抜本改革の中で消費税率を引き上げざるを得ないものと認識する。ただし、同時に行財政改革の徹底、歳出の削減・合理化などを行うべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきである。

2. 滞納防止

第六 地方税制の見直しについて

1. 固定資産税の軽減

都市計画税と併せて制度の見直しと負担軽減を求める。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価格で評価する方式に改めるよう求める。

2. 事業所税の廃止

3. 申告納税の合理化

4. 超過課税・法定外目的税

第七 環境税制について